ふくしま県ＧＡＰ認証委員会設置要領

（目的）

第１条　本要綱は、ふくしま県ＧＡＰの認証の適否又は認証の取り消しを審査する認証委員会について、ふくしま県ＧＡＰ認証制度実施要綱（以下、「要綱」という。」）第７条の規定によりその設置、運営について定める。

（所掌事務）

第２条　認証委員会は、要綱第７条の県ＧＡＰ認証の適否又は認証の取消の審査に関して、書類及び現地審査結果報告、是正報告書により、以下の事項を審査する。

（１）要綱第３条で規定する認証基準への適合

（２）要綱第４条で規定する認証の要件への適合

（３）その他、県ＧＡＰ認証の審査に必要な事項

（組織）

第３条　認証委員会は、別表に揚げる者をもって構成する。

２ 委員長は、必要があると認めるときは、上記以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことが出来る。

（会議）

第４条　認証委員会は、委員長がこれを招集し、その認証委員会の議長となる。

２ 委員長が欠席の時は、委員長が予め指名する委員がその職務を代理する。

３ 認証委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

４ 認証委員会の議事は，出席委員の過半数を持って決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。

５ 追加認証の場合は、会議に代えて書面による協議で決定することができるものとする。

６ 更新審査は、以下のいずれかの場合を除き、会議に代えて書面による協議で決定することができるものとする。

（１）対象農林産物区分の変更

（２）ほ場の変更

ただし、図面等により変更前のほ場の周辺環境、水系及び土壌等の条件が同じと判断できる場合を除く。

（３）委員長が必要と判断するもの

（事務局）

第５条 委員会の庶務は，福島県農林水産部環境保全農業課において処理する。

（補則）

第６条 この要領に定めるもののほか、認証委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附　則

この要項は、平成２９年７月１１日から施行する。

附　則

この要項は、平成３０年８月２３日から一部改正して施行する。

附　則

この要項は、令和元年７月１１日から一部改正して施行する。

附　則

この要項は、令和元年１２月２５日から一部改正して施行する。

附　則

この要項は、令和４年４月７日から一部改正して施行する。

附　則

この要項は、令和７年４月１日から一部改正して施行する。

別表　（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 福島県農林水産部 | 次長（農業支援担当） | 委員長 |
| 〃 | 農業振興課 主幹または副課長 |  |
| 〃 | 農業担い手課 主幹または副課長 |  |
| 〃 | 環境保全農業課 主幹、副課長 |  |
| 〃 | 農産物流通課 主幹または副課長 |  |
| 〃 | 水田畑作課 主幹または副課長 |  |
| 〃 | 園芸課 主幹または副課長 |  |
| 〃 | 林業振興課 主幹または副課長 |  |